

議案第 36 号

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 3 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例

つくば市水道給水条例（平成14年つくば市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項の表中

「

1,320円	10立方メー	20立方メー	40立方メー	100立方メ	500立方メ
1,650円	トルを超え	トルを超え	トルを超え	トルを超	トルを超
2,750円	20立方メー	40立方メー	100立方メ	え500立方	える分
	トルまでの	トルまでの	トルまで	メートルま	330円
	分 154円	分 198円	の分 242	での分	
3,575円	20立方メー		円	286円	
7,700円	トルまでの				
16,500円	分 154円				

を

42,900円				
95,700円				
239,250円				
454,300円				

」

「

1,210円	10立方メー	20立方メー	40立方メー	100立方メ	500立方メ
1,595円	トルまでの	トルを超え	トルを超え	トルを超	トルを超
2,750円	分 44円	40立方メー	100立方メ	え500立方	える分
	10立方メー	トルまでの	トルまで	メートルま	352円
	トルを超え	分 242円	の分 286	での分	
	20立方メー		円	319円	
	トルまでの				
	分 187円				
4,400円	20立方メー				
9,350円	トルまでの				
18,920円	分 187円				
49,500円					
110,000円					
275,000円					
522,500円					

」

に改め、同表臨時用の項中「550円」を「638円」に改め、同条第2項中「場合」の次に「（当該メーターの口径が13ミリメートル、20ミリメートル又は25ミリメートルの場合であって、かつ、1月の使用水量が10立方メートルまでの場合を除く。）」

を加え、「165円」を「220円」に改め、同条第3項中「において当該共同住宅の居住者」を「又は区会、自治会その他これに類する住民自治組織が管理するごみ集積所において住民」に改め、同項の表中

「

金額	使用水量1立方メートルにつき60円50銭
715円	
1,045円	
2,145円	

を

」

「

金額	使用水量1立方メートルにつき77円
880円	
1,265円	
2,420円	

に改める。

」

第23条第1項中「みなす」を「みなし、それぞれの月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、定例日の属する月分の当該端数をその月の前月分の使用水量に加えるものとする」に改める。

第32条第1項中「第4条」を「第6条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第19条第3項の改正規定（同項の表の改正規定を除く。）、第23条第1項の改正規定及び第32条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のつくば市水道給水条例（以下「新条例」という。）第

19条（同条第3項の表以外の部分を除く。）の規定は、令和7年4月1日（以下「基準日」という。）以後に行われた新条例第21条の規定による計量（次項において「計量」という。）に基づく料金について適用し、基準日前に行われたこの条例による改正前のつくば市水道給水条例第21条の規定による計量に基づく料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、基準日前から継続して水道を使用する場合における次に掲げる料金については、なお従前の例による。ただし、基準日以後最初に行われる計量以外の計量に基づく料金については、この限りでない。

(1) 令和7年4月に計量を行った使用水量の全部に係る料金（基本料金を含む。以下この項において同じ。）

(2) 令和7年5月に計量を行った使用水量の全部に係る料金（令和7年4月に使用を中止した水道に係るもの及び新条例第24条第1項第3号の規定により算定したものに限る。）

(3) 令和7年5月に計量を行った使用水量の2分の1（1立方メートル未満の端数が生じた場合にあつては、これを切り上げたもの）に係る料金（令和7年4月に使用を中止した水道に係るもの及び新条例第24条第1項第3号の規定により算定したものを除く。）

（提案理由）

つくば市上下水道審議会の答申書に基づき、水道料金の改定等を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市水道給水条例（平成14年つくば市条例第60号）新旧対照表

改正後							改正前						
第1条—第18条（略） （料金の額） 第19条 料金は、使用期間1月につき次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。							第1条—第18条（略） （料金の額） 第19条 料金は、使用期間1月につき次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。						
基本料金		従量料金（使用水量1立方メートルにつき）					基本料金		従量料金（使用水量1立方メートルにつき）				
メーターの口径(ミリメートル)	金額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	メーターの口径(ミリメートル)	金額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
13	1,210円	10立方メートルまでの	20立方メートルを超え	40立方メートルを超え	100立方メートルを超え	500立方メートルを超え	13	1,320円	10立方メートルまでの	20立方メートルを超え	40立方メートルを超え	100立方メートルを超え	500立方メートルを超え
20	1,595円	44円	40立方メートルまでの	100立方メートルまでの	え500立方メートルまでの	える分	20	1,650円	154円	198円	242円	286円	330円
25	2,750円	187円	242円	286円	319円	352円	25	2,750円	154円	198円	242円	286円	330円
30	4,400円	20立方メートルまでの					30	3,575円	20立方メートルまでの				
40	9,350円	187円					40	7,700円	154円				
50	18,920円						50	16,500円					
75	49,500円						75	42,900円					
100	110,000円						100	95,700円					
150	275,000円						150	239,250円					
200	522,500円						200	454,300円					

200を超えるもの	管理者が別に定める額				
臨時用	使用水量1立方メートルにつき638円				
備考 (略)					

2 共同住宅において1個のメーターを2戸以上で家事用にのみ使用する場合（当該メーターの口径が13ミリメートル、20ミリメートル又は25ミリメートルの場合であって、かつ、1月の使用水量が10立方メートルまでの場合を除く。）の従量料金の額は、前項の規定にかかわらず、使用水量1立方メートルにつき220円とする。

3 共同住宅又は区会、自治会その他これに類する住民自治組織が管理するごみ集積所において住民が共用する水栓の料金は、使用水量が1月で10立方メートルまでの場合に限り、第1項の規定にかかわらず、使用期間1月につき次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。

基本料金		従量料金
メーターの口径	金額	使用水量1立方メートルにつき77円
13ミリメートル	880円	
20ミリメートル	1,265円	
25ミリメートル	2,420円	

第20条—第22条 (略)

(料金の算定)

第23条 管理者は、前2条の規定による使用水量に基づき料金を算定する。この場合において、第21条第1項の規定により計量した2月分の使用水量は、各月均等に使用したものとみなし、それぞれの月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、定例日の属する月分の当該端数をその月の前月分の使用水量に加えるものとする。

2 (略)

200を超えるもの	管理者が別に定める額				
臨時用	使用水量1立方メートルにつき550円				
備考 (略)					

2 共同住宅において1個のメーターを2戸以上で家事用にのみ使用する場合 _____ の従量料金の額は、前項の規定にかかわらず、使用水量1立方メートルにつき165円とする。

3 共同住宅において当該共同住宅の居住者 _____ が共用する水栓の料金は、使用水量が1月で10立方メートルまでの場合に限り、第1項の規定にかかわらず、使用期間1月につき次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。

基本料金		従量料金
メーターの口径	金額	使用水量1立方メートルにつき60円50銭
13ミリメートル	715円	
20ミリメートル	1,045円	
25ミリメートル	2,145円	

第20条—第22条 (略)

(料金の算定)

第23条 管理者は、前2条の規定による使用水量に基づき料金を算定する。この場合において、第21条第1項の規定により計量した2月分の使用水量は、各月均等に使用したものとみなす _____。

2 (略)

第24条—第31条 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号) 第6条第1項に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

第33条 (以下略)

第24条—第31条 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号) 第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

第33条 (以下略)